

組合だより

第126号
7月22日
2009年

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市津島中2-1-1
電話 086-252-1111 (代)
(内線) 7168
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

2009年度定期大会開かれる

2009年6月30日(火)午後6時から8時まで、文学部会議室にて岡山大学職員組合定期大会が開催され、昨年度の活動報告と今後の活動方針についての議論が交わされました。出席者は、代議員11名(委任状31)、執行委員22名、オブザーバー1名の計34名でした。議長の中堀さん(理)、田近さん(法文経)のテキパキとした進行で、提出されたすべての議案が採択されました。



組合大会風景 和やかなうちにも真剣な討議がなされる

総会では、長年懸案となっていた組合規約改正について、新規約の原案が出され、その条文について会場の方々から多くの意見があり、討議がなされました。

つづいて選挙管理委員のもとで、新年度の方針を実行する執行メンバーの選出が行われ、新委員長の山川さん(理)の就任挨拶「『組合のための活動』から『組合員のための活動』へ」があり、閉会しました。



2009年度を担う新しい執行委員の顔ぶれ

～ 新役員紹介～

執行委員長	山川 純次	理学部	執行委員	中堀 清	理学部
副委員長	中富 公一	法文経	〃	品部 義博	環境理工
〃	榊原 精	工学部	〃	駄田 井久	農学部
〃	荻野 勝	外国語教育センター	〃	渡邊 将勝	附属学園
〃	笹倉 万里子	工学部	〃	早瀬 尚子	〃
〃	小河 達之	医学部	〃	荒嶋 康晴	医学部
書記長	村上 賢治	農学部	〃	大杉 博幸	〃
執行委員	松本 俊郎	法文経	〃	酒井 峰男	国際センター
〃	田近 肇	〃	監査委員	横尾 昌紀	法文経
〃	田中 賢二	教育学部	〃	難波 和彦	農学部
〃	山本 力	〃	選挙管理委員	花谷 正	理学部
〃	市岡 優典	理学部	〃	金子 真	法文経



委員長就任挨拶

「組合のための活動」から「組合員のための活動」へ

岡山大学職員組合(連合体)
執行委員長 山川純次



● はじめに

この度、先の定期大会で岡山大学職員組合連合体執行委員長に選出されましたので、この場をお

借りてご挨拶とともに所信を申し上げたく存じます。

今までの連合体執行委員長は大変な重職であり、そのためか成り手が居なくなっていたのですが、連合体では現在、執行委員歴任者による集団執行あるいは官僚制とでも表現出来るような体制に移行中で、執行委員長は象徴としての存在へと変わりつつあります。したがって私のような未経験者でも勤まるはずです。ですから私は「君臨しないし統治もしない」つもりで勤めさせていただく所存です。

私が席をおいております理学部からは執行委員長として山下敬彦先生(1984)、岩見基弘先生(1989)、前田裕宣先生(1991)、榎本雅敏先生(1996)、鈴木茂之先生(2006)が着いておられます。お名前を御覧になって先生方の顔を思い出される組合員の方も多いかと存じます。私はほぼ全ての先生の講義を岡山大学在学中に受けさせて頂いておりますから、何とも感慨深いものがあります。

● 組合員減少の理由と発想の転換

さて現在、職員組合に新規に加入する方が減少しており、連合体でもあれこれ策を工夫しておりますが、減少の原因は今ひとつ不明というのが執行委員会の見解の様です。しかし私のような組合に対する新参者かつ若輩者からは、この減少はある意味当然に見えております。

それは、「組合は大変だ」と組合員が言い続けなくてはならない現状では新規加入は望めない、ということ。いまの岡山大学の現状で、教育と研究以外に更に労力が必要そうな組織に進んで加入する人が果してどれくらいいらっしゃるのでしょうか？ ですから、新規加入の方を増やすためには、「組合に加入している人達は楽しそうだ」と言われる組合になる必要があるのではないかと考えております。

ではそういう組合になるためには何が必要でしょうか。私は、現在の組合員一人ひとりが「組合に加入して良かった」と常に実感できる組合へと変わって行く必要があると考えます。そのためには先ず、



現在の組合員の皆様が、組合活動で大変と感じていることについて意見の集約を行なう必要があるでしょう。そして、それを取り除くことが新しい組合への第一歩だと考えております。

これと同時に、現在も職員組合が組合員一人ひとりのために様々な制度を整備して活動しているということを今以上にアピールして行く必要があります。そのためには広報活動を一層充実させる必要があるでしょう。

そして、組合員みなさまの組合に関する活動は、組合、連合体、全大協の組織保持のための組合活動ではなく、皆様のための活動であると今一度確認して活動して行きたいと考えております。つまり、組合の主役は一人ひとりの組合員であり、組合や連合体はその活動をサポートする、いわば縁の下の力持ち的な活動を行なうべきだと考えております。



● 情報の共有

本来は大学の主役であるはずの私達研究者は、残念ながら現状では学部、学科、さらには個人のレベルにまで孤立しているため、一人ひとりが大学における学問の自由を阻害する様々な要因を認知してもそれを除去するための手段が極端に弱くなっております。そのため大学での私達の研究環境は日毎に悪化しているように感じております。

このままでは大学に在籍中の研究者の皆様の教育と研究に対する意欲が削がれるだけでなく、岡山大学にはまともな教育者や研究者が集まらなくなってしまおうでしょう。こうして魅力的な講義や研究を行なうことが出来ない環境となってゆく岡山大学に果して学生が集まるのでしょうか？ つまり私達の教育と研究のための環境の悪化は受験者数の減少に直結し、将来的には岡山大学の衰退を招くことになることと危惧いたしております。「岡山大の研究者になりたい」「岡山大の大学生になりたい」と誰もが感じる大学へと改革して行くのは職員組合にとっても大学当局にとっても最優先課題だと考えます。

したがって、先ずは現在の組合員の皆様一人ひとりが察知していらっしゃる、研究を阻害する様々な要因についての情報を共有し、大学当局に対する研究環境の改善提案へと繋げて行く活動を今以上に強化する必要があると考えます。

そのために、組合員の皆様の意見を広く集めて大学側に伝えることおよび大学側からの情報をより速く正確に組合員の皆様にお伝えることに取り組んでまいります。これと同時に各単位組合の間での情報伝達の精度と頻度も向上させていこうと考えております。(8ページへ)

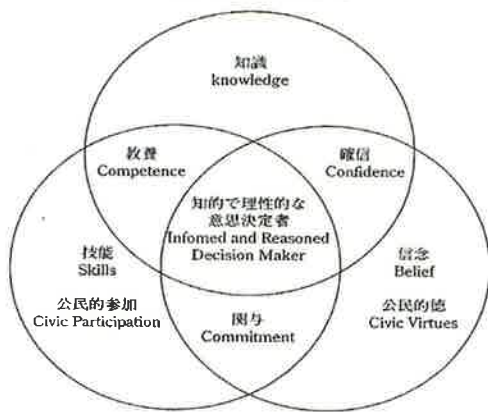
前執行委員長退任挨拶

中富 公一



今年の4月から学習指導要領が改訂され、法教育が始まっています。アメリカではすでに1978年法教育法（Law-related Education Act of 1978,P.L.95-561）のもとで法教育が行われていますが、この法教育法の基礎となる仕事を行ったのが、カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）法学部・教育学部・政治学科の研究者で構成された公民教育委員会です。これにカリフォルニア弁護士会が、法教育カリキュラムの開発へ参画し、Center for Civic Education を立ち上げ、延べ4500人の法律専門家・教師らが開発に参加し、教科書や教師用ガイドなどの教材を完成させています。子どもたちに必要な教育を、大学の教員が中心になりながら考え、民間ベースでそれを完成させ、国を動かしたということも凄いことだと思います。彼らの活動や考え方から学ぶことは多いのですが、ここでは彼らが到達した、理想的市民像を紹介したいと思います。

市民のプロフィール
理想的な民主的市民



まず「理想的な民主的市民」とは、「知的で理性的な意思決定者」とされます。そのために、「知識」と「スキルまたは公民的参加」と「信念または公民的徳」との三本柱を設定します。スキルをもちそれが知識で裏打ちされていることを「教養」とよび、信念に基づいて公民的参加できることを「関与」、信念が知識で裏打ちされることを「確信」と呼んでいます。そして、この「知的で理性的な意思決定者」を育てることを教育の目標として掲げ、そのための教材を、法学・政治学の面で具体的に展開するテキストとして完成させていったのです。翻って、私たちはどのような学生を育てたいのでしょうか。また自分自身は「理想的な民主的市民」なののでしょうか。またそうであるべきなののでしょうか。

この大学改革の忙しさのなかで、自分の研究時間を確保することで一杯という人が多いと思います。しかしスキルや信念は孤立したなかで涵養されるのでしょうか。私自身は、こうしたテキストを、様々な分野の研究者、弁護士、教師らが熱心に討議しながら作り上げていったアメリカの経験に羨ましさを感じます。そして現在岡山でも、岡山大学法学部や教育学部、弁護士、教育委員会、現場の先生の有志で法教育の取り組みが始まっています。

いま格差社会が言われますが、格差社会で問題となるのは、いわゆる負け組ばかりではありません。勝ち組もまた目先の成果を挙げるための多大の努力を強いられ、連帯を信じる力を失っていきかねません。これで、本当に大きな仕事ができるのでしょうか。

我々は、こうした中だからこそ意識的に仲間作りを続けていくことが大事だと考えて活動してきました。研究者や職員であるとともに、一人の個人として自立する、その自立を支え合える関係を作り出すことが必要だと考えます。もちろん大学の組合ですから、テーマも自ずと限定されます。

より良い大学とは何か、より良い研究環境とは何か、働きがいのある職場とは何か、より良い社会や政府とは何か、それらのためには何が必要で何をすべきかなどです。一人で居ると忘れかねないテーマですが、大事なテーマです。組合があるからこそ、そうしたことについて話ができ自分のやっていることに確信が持てる、またそうした関係の中で個人的な問題も話し合える、そうした組合であればいいと思います。そのためにも岡山大学職員組合は7つの柱を掲げて活動してきました。

ところで国立大学が法人化されて5年が経ちました。相変わらず改革に追われ、あるいはなんとか改革から身を逃れと様々に対応されていることと思いますが、おぼろげながらも改革の方向性が見えてきた頃だと思います。（8ページへ）



2008年度活動経過報告

はじめに

岡山大学職員組合（連合体）は7つの柱を建てて活動しています。

1. 「大学の自治」の一員として、大学の民主的運営に資するよう努めます。
2. 「学問の自由」の擁護者として、快適な研究・教育環境作りに貢献します。
3. 「働く者の権利」の擁護者として、労働条件の改善に努めます。
4. 「人権委員会（ユニオン）」を組織し、ハラスメント問題などの人権侵害と取り組む組合員を支援します。
5. 学習会や文化サークルなどを組織・支援し、組合員の文化的要求に応え、仲間づくりを支援します。
6. 平和・人権・民主主義を柱とする日本国憲法の精神を大切に、それが大学内において活かされるように努力します。
7. 組合は、上記の立場から新しい大学づくりに積極的に参加します。



例年通りの活動の他、今年度の特徴として次のことが挙げられます。

まず、給与支給日を17日から25日へ変更することが法人により検討されましたが、意見書を事務局に提出し、また組合だよりで問題点を機敏に指摘、さらに団体交渉の場での発言などにより、実施に歯止めを掛けることができました。事務局の検討段階での機敏な対応が成果を結ぶという教訓を得ました。

また、事務局が成案を持ってきた給与本則の改正案につき、団体交渉の結果、法人の提案を撤回させることに成功しました。手当の凍結は阻止できませんでしたがこれも大きな成果と言えるでしょう。

さらに本年度は、全大教の実施した教員アンケート、職員アンケートに取り組み、それぞれの階層の要求等につき調査を行いました。詳細な分析はまだですが、今後の組合活動に活かしていくことが望まれます。

例年行っていた学長との懇談会は、今年度はこちらの準備不足のため行うことができませんでした。新たな中期目標、中期計画が策定されつつあることでもあり、本年度は実施したいと思えます。



(1) 労働条件改善の取り組み

2008年11月6日に「2008年12月期の勤勉手当に関する要求書」「育児短時間勤務制度の導入に関する要求書」「勤務時間の短縮に関する要求書」

『「非常勤職員」の雇用期間の撤廃に関する要求書』（組合だより119、120号参照）、2009年2月2日に「短時間勤務職員の雇い止めの停止に関する要求書」（組合だより123号）、2009年5月15日には「期末勤勉手当の削減についての要求書」を提出しました。

団体交渉を2009年2月13日「短時間勤務職員の雇い止めの停止に関する要求書」と、2009年5月22日「期末勤勉手当の削減についての要求書」に基づいて行いました。

育児短時間勤務制度、勤務時間の短縮については国家公務員に準拠するかたちで実現しましたが、時間単価の増加に伴ってパート職員の勤務時間が一律1時間削減されたことは課題を残しました。昨今の雇用状況の悪化の下でパート職員の雇用期限3年の撤廃と少なくとも当面の雇い止めの停止を求めましたが、法人の頑なな態度を崩すことができませんでした。職場の状況からも道理にあった要求であり、他大学では実現していることでもあるので、取り組みを強化する必要があります。12月期勤勉手当については安易な「公務員準拠」を改め、財政的な根拠も示し法人の自律的な人事政策を採るように求めましたが、拒否されました。6月期期末勤勉手当の凍結についても、政府の高圧的な指導もあり国立大学法人横並びという結果になりました。凍結そのものをやめさせることはできませんでしたが、給与規則本則に「公務員準拠」を明文化するという法人の提案はとりあえず撤回させました。凍結された手当が今後どうなるかは、8月の人事院勧告



が出された後の本格的な取り組みにかかっています。手当の削減の合理性の追及とともに、仮に削減された場合でも運営費交付金の取り扱いを含め代償措置を要求することが重要な課題となります。

給与支給日を変更するという方針が法人により検討されましたが、組合だよりでの機敏な問題点の指摘、団体交渉の場での発言などにより、実施に歯止めを掛けることができました。ハラスメント防止と絡めて教員の任期制を導入する案が法人から突如として発表されましたが、実現には至りませんでした。組合だよりでの「法律違反」ではないかという指摘も功を奏したと考えています。

(5ページへ)

全大教が実施した教員アンケートに積極的に取り組み、207通の回答が寄せられました(組合だより122号)。力不足で未だ分析ができていませんが、貴重なデータを今後の活動に生かしていきたいと考えています。

事業場別・部局別職員代表委員会へは連合体役員をはじめ組合員の方々が積極的に参加し、非組合員とも協力して就業規則・労使協定の検討や実施状況の点検を行っています。

(2) 人権部および法律相談所

人権部では、平井昭夫・近藤幸夫弁護士に顧問弁護士になっていただき、法律相談所「ユニオン」を開いています。ユニオンは相談者のプライバシーを守ることを基本に、現在、2人の先生方によって運営されています(これまで協力いただいた稲村先生、下野先生が今年3月で退職されました)。委員の先生方には弁護士との仲介役や、必要があれば連合体とのパイプとなって戴いています。

「ユニオン」での相談内容が大学の職場の問題や身分労働条件に係る案件で、連合体として動くことが必要な場合には、組合として事務局に質問・要請したり、当局に交渉したりして解決に努力しています。

(3) 文化・レクリエーション活動

2002年4月に発足した合唱団は、専門家の指導のもと活動を続けています。岡山市立北公民館に集まって、通常は金曜の18時から歌い、一週間のストレスを吹き飛ばしています。また今年から、組合員のファミリーにも門戸を広げて活動しています。今年の「5・3憲法集会」に出演し、300人あまりの聴衆のまえでその成果を披露してきました。また、今年度も、「5・3憲法集会」に参加費の半額に当たる500円の補助を行ったのをはじめ、演劇「12人の怒れる男たち」「岡山市民のつどい」集会等についてチケット代の補助を行いました。組合員の関係する文化活動を紹介しようという試みを始めました。本年度は、高橋輝和氏より「一般公開国際シンポジウム」の寄稿があり、組合だよりへ掲載し、図書カードの謝礼をしました。今後とも充実させていきたいと考えています。また、全大教編の書籍『大学破壊』の紹介をし、補助を行いました。



(4) 平和・民主主義の取り組み

憲法を軸に、これを守り発展させる運動に参加しました。具体的には、「憲法の集い岡山実行委員会」に実行委員会団体として参加し、11月3日の講演会「9条は生きている～名古屋高裁イラク派兵違憲判決と平和的生存権」(講師:小林武氏)と、

5月3日の「輝け日本国憲法!集会」(講演:前田朗氏「ようこそ軍隊のない国へ～軍隊のない国家27ヶ国を訪ねて」他)を成功させました。また、例年通り、メーデーへの参加も取り組みました。

(5) その他諸活動

10月16日、早田幸政氏「法人化後の国立大学と大学評価」講演会に組み、大学評価の現状に対する認識を深めました。教職員共済の援助金を各単組に交付し、2月12日には退職者向け説明会を開催しました。2月27日女性教職員懇談会をもち、「子育てと仕事の両立の困難さ」「パート職員の雇用期限」などが話され、岡山大学で真の男女共同参画社会が実現するための課題を検討し始めています。

(6) 組合員拡大

これまでも各単組においては組合員拡大の取り組みがなされてきましたが、昨年度より連合体としてもキャンペーンを行い、組合員拡大に取り組んできました。昨年度は、標語の作成、組合独自デザインのクリアファイルの配布、新規加入者への図書券贈呈を行いました。今年度はそれに加え、組合独自にデザインしたのぼりの作成と、新しい組合紹介パンフレットの製作を行いました。また、昨年度に引き続き、2009年4月に、津島キャンパスの新人事務職員研修会および鹿田キャンパスの看護部自治会において、連合体三役による組合紹介を行いました。以上のような取り組みにより、2009年4月以降で合計9名の組合加入者がありました。



(7) 単組支援および単組と連合体の連携

単組支援として、農学部単組のいもほり大会への援助(10月18日、案内ビラの配布、資金援助)を行いました。医学部単組の活動には医大懇への参加費援助、看護師加入促進、書記賃金の半額負担など重視して取り組みました。短時間勤務制度も附属単組との連携で実現を促進しました。また、各単組の独自の取り組みを組合だよりに掲載し、単組間の交流に役立てるようにしました。

(6ページへ)

書籍『大学破壊—国立大学に未来はあるか』



旬報社 定価 1680円。組合員には1000円で頒布します。お問合せは、各単組役員または、組合事務所(内線7168)

(8) 広報活動

「組合だより」は、岡山大学職員組合の活動を学内の方々に紹介するとともに、そこでの課題や問題点を整理することを目的として刊行しております。昨年7月以降、11回発行しました。教職員の方々に配布するとともに、岡大職組のホームページにPDFファイルとして掲載しております。



2008年度は、人事院勧告に伴う育児短時間勤務制度の導入の要求や勤務時間の短縮の要求、非常勤職員の待遇改善要求、2009年度期末勤勉手当の0.2月分減額反対の要求、という団体交渉経過についてお知らせしました。また、組合員拡大キャンペーン、各単組の活動、組合が後援する平和運動集会、教職員アンケート、組合主催の講演会、男女共同参画に関する懇談会、全大教の主催する会議や教研集会などについて記事にしました。

今後とも、多くの方が手にとって読んでいただけるような「組合だより」の紙面作りを心がけ、組合員の意見交流の場としても充実させていきたいと考えます。

また、組合のホームページも充実してきており、今では「組合だより」とともに広報の二本柱を形成しております。今後は、利用者に喜んで頂けるよう、ホームページをさらに充実させていきたいと考えます。

(9) 組織活動

執行委員会は原則として毎月開催しました。出席状況もほぼ良好で、単組の活動の交流、情勢の検討、連合体としての活動の討論を行い、毎回2時間の予定時間をオーバーしないようにするのに苦労しました。三役会議(委員長、副委員長、書記長)を毎月もち、執行委員会の議題を整理しました。

2002年度から副委員長を若干名(それ以前は1名)に規約改正して、鹿田も含め複数の単

組からの副委員長体制による執行体制の充実をはかってきました。2008年度も6名の副委員長がそれぞれの得意分野を生かし積極的に委員長や書記長を支えました。単組の代表の集まりとしての色彩が強い執行委員会に対して、三役会議は連合体全体の立場で課題を提起する役割を果たし、三役会議の強化は連合体が団体交渉などで大学当局と対峙していく上でよい結果をもたらしています。

政策委員会が発足し、第一回は3月18日に開催されました。決議・執行機関としての執行委員会・三役会議を支える調査諮問機関としての政策委員会の役割、当面の課題について話し合わせ、今後の活動が期待されます。

今後とも、誰でもが参加できるオープンな組合活動のあり方を追究しながら、新しい大学づくりの一翼を担うことのできる組合づくり、交渉能力を持った組合づくりに取り組んでいくことが課題です。

(10) 全大教および中四協との連携

全大教の取り組みに可能な限り参加(活動経過一覧表参照)するとともに、中国四国地域における大学組合(中四協)との連携をはかってきました。中四協の交流の中で非正規職員の待遇問題の貴重な情報を得ました。2009年6月20・21日に



は中四協の教研集会(愛媛大学)に参加し、学長選挙、大学の財務、男女共同参画などの問題について情報を交換し、意見交流をしました。全大教加盟組合との情報交換を中心とする連携も、期末勤勉手当削減問題など引き続き行われています。第2期中期目標・計画を前に、大学の種別化、運営費交付金の削減及び成果主義的配分ルールの変更などを迫る政府財界の動きに抗して教育研究を守っていくためには、今後も組合レベルでの全国的な大学間交流、国大協・文科省への働きかけはますます必要になるものと思われます。

規約改正に関する提案**提案**

規約改正についてのこの原案について各単組等で一年間かけて討議し、来年の大会で新しい規約を採択すること。

提案理由

2004年大学法人化に伴い法人にふさわしい組合とするためにも、労働組合としての資格を認められるためにも規約の改正が必要であったが、今回その準備ができたこと。

改正案の趣旨

1. この間の組合改革のなかで見えてきた組合の課題を明記すること
2. 連合体としての性格を明らかにするとともに、大会と単組と執行委員会の関係を明確化すること
3. 組合員の権利を明文化すること
4. スト権についての規定を設けること
5. 執行委員会のもとに政策委員会を設け諮問機関とするとともに、そこに退職組合役員経験者等にも入ってもらい、経験を引き継ぐとともに人材の活用を図ること。

2009年度活動方針



はじめに

法人化の第1期が今年度で終わり、第2期が始まろうとしている現在、国立大学を巡って財界、財務省、総務省、文科省、国大協、全大教など様々なレベルで様々な勢力が綱引きをしています。私たち連合体はこのような状況の下で、組合員の英知を結集し、大学を巡る風を読み、風を作り、構成員のより良き選択に資していきます。

前年度に引き続き、経済不況の下で予想される厳しい人事院勧告をはねかえして、法人化の目的であったはずの自立した経営・人事政策を大学に要求し、組合員の労働条件を保障、改善し、働きがいのある岡山大学づくりに取り組みます。非正規職員を始め、大学内にも存在する不合理な格差を解消する努力を続けます。

とりわけ、団塊世代の退職時期にある現在、組合員の拡大、組織の確立に努めます。

(1) 大学の自治の担い手として

日本の大学、そして岡山大学の置かれている状況が大きく変化している今日、重要で必要な情報を的確に組合員に伝えるよう努力します。また、大学に関する組合員の声を大学当局に伝えると共に、岡山大学が向かうべき大学像について理論的な検討を行います。必要があれば学長と懇談会を持ちます。また全大教とも協力して社会に対して必要な働きかけを行います。

(2) 労働条件の改善

労働条件の改善を中心に団体交渉を行い教職員の要求を実現するようにします。大学の財政状況に応じた勤勉手当の支給をはじめ諸手当の改善を要求します。パート職員の雇用期限の撤廃、時給改善など非常勤職員の待遇改善に努力します。サービス残業やパワハラの根絶、男女共同参画への取り組みなど、働きやすい職場をつくるために努力します。職員代表委員会へは組合員が積極的に参加し、連携をとりながら労働条件の改善に取り組みます。また、学長との懇談などをとおして、教育、研究、医療および管理運営に関し、大学の発展のために働くものの立場から積極的に提言していきます。

(3) 組合の組織及び拡大

誰もが参加できるオープンな組合づくり、分散協調型の組合づくりに努めます。単組の独自性を尊重しつつ、各階層の利害・意見を調整し、協調して大学当局と交渉できるようにします。大学当局との交渉力を高めるために、未加入教職員へ加入をさらに働きかけ、組織拡大に継続的に取り組みます。未組織部局・未組織階層への働きかけを強め、連合体への個人参加を呼びかけるとともに、階層毎のグルー

プ化など様々な組織形態を検討します。女性の組合加入の促進を目指します。機能的で魅力ある執行委員会と三役体制の在り方について検討します。調査諮問機関としての政策委員会を発展させます。

(4) 人権部と法律相談所

人権部と法律相談所（「ユニオン」）をさらに充実させていきます。皆さんからさらに信頼される人権部および法律相談所になるよう、システムを整備していきます。



(5) 広報活動

団体交渉の内容を「組合だより」に掲載し、大学の現状を構成員の目に見えるように努力します。「組合だより」の1ヶ月1回程度の発行を維持しながら、各単組の活動の紹介や意見交流の場などを通し、さらに内容を充実させていきます。また、読みやすく見やすい紙面作りに努力していきます。引き続きホームページの充実に取り組みます。

(6) 文化・学習会・レクリエーション活動

合唱団は、日々の業務に忙殺されている組合員にとって一服の清涼剤であり、職場・職種を越えた交流の場として貴重な役割を果たしてきており、さらに多くの参加を得て継続発展させていきます。また、演劇・映画・講演会等への補助も続けていきます。その他、組合員及び家族の学習の場・憩いの場・交流の場となるような活動を今後とも支援していきます。

(7) 平和と民主主義の取り組み

今後とも、憲法を重視する立場から平和・民主主義の課題と取り組みます。具体的には、これまでも構成メンバーとして参加してきた「憲法のつどい岡山実行委員会」「『建国記念の日』問題連絡協議会」に可能な範囲で協力していきます。

(8) 全大教及び中四協との連携

法人化第2期を前にして、運営費交付金の削減及び成果主義的算定ルールの変更、国立大学の種別化の圧力が財界・財務省を中心に強まっている現在、大学政策を正していくためには、職員組合の全国組織である全大教の役割が今まで以上に重要になっています。また、岡山大学における様々な要求実現のためにも、全大教を通じて、政府や政党、各大学当局の動き、組合運動の到達状況などを的確に把握する必要があります。今後とも、全国の仲間たち、とりわけ中国四国地域の大学職員組合との連携を強めていきます。

教職員共済 断然有利

総合共済 月額わずか800円で10種類の保障内容
地震や台風による被害も補償対象です。退職時には「退職見舞金」をお支払いします。
詳細は、<http://www.dgs.sakura.ne.jp>

(2ページから)

● 岡山大学職員組規約改定

最後に、本来は独立行政法人化と同時にこなすべきでありました、法的基盤を備えた労働組合への移行の最終段階である、岡山大学職員組規約の改定を今年一年を掛けて実現いたします。規約の原案は中富公一前執行委員長のお骨折りによりついに完成いたしました。ここに改めて感謝の意を表したいと思ひます。2009年度はこの原案を組合員の皆さまに御検討頂き、来年の定期大会での改正を実現します。一年間、よろしくお願ひいたします。

やまかわじゅんじ (理学博士、1966年生)

専門: 鉱物学

特に鉱物の結晶構造と諸物性の関連性。

理学部地球科学科 助教

(3ページから)

このへんで法人化以降の改革のあり方を再検討する必要性も出てきているのではないのでしょうか。私自身も全大教の推薦で、政府の内閣府に設置された規制改革会議によれば、学長選挙のあり方について全大教の役員とともに意見を聞かれました。政府も見直すべきところは見直そうとしているようです。大学のあり方から政府の文教政策のあり方まで、予算をもっと寄せせというに留まらず、我々自身が政策提言能力を身につけていくことが必要だと思ひます。

来年度は、新しい委員長のもと、全大教とともにこうした議論が進むことを期待したいと思ひます。二年間、おつきあいいただきありがとうございました。

なかとみこういち (専門: 憲法)



～さんぽみち～

7月7日は、朝から曇っていた。星たちが年に一度天の河で出会うというロマンティックな日である。

年甲斐もなく、そんなことを思っていたら、今晚銀河が見えるかどうか、妙に気になりだした。

世の中には、似たようなことを気にする人もあるらしく、星たちは雲のベールのおかげで心ゆくまでデートを楽しんでいるのだといった解釈をラジオ局が流していた。

また、こんな話も流されていた。去年のことだが結婚を控えた中距離?恋愛中の二人が七夕にデートした。ちょっとした言葉の行き違いで二人はもやもやしていたという。

新しいパソコンの操作になれず、いらだっていた彼女が彼に向かって、「癩癩」を起こしたとメールした。それを自分への「癩癩」だと思った彼は、デートの場で「癩癩など起こされてたまるか」と言った。

彼女は「ごめん、甘えていたの」と素直に謝った。それで二人のもやもやは解消したのだという。喧嘩するのも早ければ、仲直りも早い。これが若さというものだろう。

あの七夕の日も、うっすらと雲がかかって、銀河の姿は見あたらなかったが、二人の心には、鮮やかな銀河がかかっていたというのが、この放送の落ちであった。

梅雨晴れて星の逢う瀬や銀の色

無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。内定取り消しの相談にも応じています。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。

法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先:竹内真理 法学部准教授 内線7472
:中富公一 法学部教授 内線7510

♪♪♪教職員の皆様、

一緒に歌いませんか ♪♪♪

月にほぼ3回、通常は金曜の午後6時から、岡山市立北公民館に集まって歌っています。金曜の夜に声を出して歌い、一週間のストレスと疲れを吹き飛ばすのはいかがでしょうか。

よし、ちょっとのぞいてみよう、と思ひた方、岡山大学職員組合(内線7168)にお電話しましょう。

編集後記

6月30日、定期大会が開催され、山川純次委員長、村上賢治書記長の下、新しい執行体制が敷かれました。中富前委員長、榊原前書記長のお二人に長年のご苦勞を感謝するとともに、新執行部の若さと新しい視点に大いに期待するところであります。

組合では、みなさんのご意見をお待ちしています。匿名もOKです。採用された方には、薄謝を差し上げます。

